

逗子市告示第 128 号

逗子市まちづくり条例第 35 条に基づく公聴会報告書の告示について

逗子市まちづくり条例（平成 14 年逗子市条例第 4 号）第 35 条の規定に基づき、次の開発事業に係る公聴会の報告書を告示するもの。

令和 7 年 10 月 1 日

逗子市長 桐ヶ谷



1 計画の概要

- ・開発事業の名称 (仮称) 桜山五丁目マンション新築工事
- ・事業者 神奈川県横浜市中区太田町 1-18-2 関内エスビル 4 階
かもめビルサービス株式会社 代表取締役 本郷 誠
- ・開発事業区域の位置 逗子市桜山五丁目 724 番 1 外 14 筆
- ・開発事業区域の面積 2989.88 m²
- ・建築物用途 共同住宅の新築
- ・予定建築物の概要 鉄筋コンクリート造 高さ 14.99m
地上 5 階 延べ床面積 3352.97 m²

2 公聴会の開催日時 令和 7 年 9 月 13 日(土) 午後 1 時 00 分から

3 公聴会報告書 別紙のとおり

- ・縦覧期間 令和 7 年 10 月 2 日(木) 午前 8 時 30 分から
令和 7 年 10 月 31 日(金) 午後 5 時 00 分まで
※土曜日・日曜日・祝日・平日の閉庁時間は除く
- ・縦覧場所 逗子市役所 2 階 まちづくり景観課

※この公聴会報告書の内容に不服がある場合は、縦覧期間満了日(10 月 31 日)の午後 5 時までに議会に対し賛否の意見を求めることができます。手続きの方法等については議会事務局までお問合せください。